

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）  
に関する意見募集について

令和7年1月6日  
内閣官房船舶活用医療推進室  
船舶活用医療推進本部事務局

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）第6条第1項に基づき、政府は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画を策定することとされておりますところ、現在、その準備を進めております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、検討を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 意見募集対象

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）

2. 意見募集期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月20日（月）まで（必着）

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載

4. 意見の提出方法

次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

《e-Gov を使用する場合》

電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメントの該当案件ページにある、意見提出フォームから提出してください。

《郵送の場合》

意見提出様式にならい、氏名、住所及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を御記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

住所：〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1  
内閣官房船舶活用医療推進室

※ 封筒表面に「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）に関する意見」と明記してください。

#### 5. 留意事項

- ・ 氏名、職業、所属団体につきましては、いただいた御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨を書き添えてください。
- ・ 御意見の中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合などには、公開の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ・ 本要領に基づかない応募や電話による御意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### 6. お問い合わせ先

内閣官房船舶活用医療推進室、船舶活用医療推進本部事務局

電話番号 03-3581-0163

(意見提出様式)

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画（案）  
に関する御意見

[氏名] ※ 企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名
[住所]
[電話番号]
[電子メールアドレス]
[御意見]